

環境美化推進員設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き缶等ごみ散乱防止条例第 11 条の規定に基づき選任する環境美化推進員（以下「推進員」といい、愛称を「クリーンサポーター」とする。）の職務等必要な事項を定めるものとする。

(推進員の職務)

第 2 条 推進員は、ボランティア精神を発揮し次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 環境美化保全パトロール
- (2) ごみの出し方指導及び散乱ごみの通報
- (3) 犬の飼育者のモラル高揚指導
- (4) 市が行う啓発活動への協力及び地域住民の啓発指導
- (5) その他市が行う施策への協力

2 推進員は、前各号の職務を行う場合には、別図に定める環境美化推進員証を携行するものとする。

(選任の方法)

第 3 条 市長は、次に掲げる者の中から環境美化に対する熱意、識見、社会的信望等を考慮して推進員を選任するものとする。

- (1) 公募により応募した者
- (2) 各種団体の推薦による者
- (3) 地区総代の推薦による者
- (4) 市長が指名した者

(推進員連絡協議会)

第 4 条 市長は、第 1 条の目的を円滑に推進するため推進員連絡協議会を設置することができる。

2 推進員連絡協議会の組織、運営等については、別に定める。

(任期)

第 5 条 推進員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。